

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第 409 号）

〔 公費支出関係文書公開請求拒否決定審査請求事案 〕

（答申日：令和 6 年 9 月 25 日）

第一 審査会の結論

大阪府知事が行った公開請求拒否決定は、妥当である。

第二 審査請求に至る経過

- 1 令和 3 年 12 月 23 日付けで、審査請求人は、大阪府知事（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成 11 年大阪府条例第 39 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、以下の内容について行政文書公開請求を行った。
（行政文書公開請求の内容）
 - （1）平成 28 年度以降、大阪府から「〇〇」あるいは「〇〇」ならびにその代理人「〇〇」に対して支出した金額がわかるもの（以下「本件請求（1）」という。）
 - （2）上記（1）についての根拠となるもの（積算資料など。支出負担行為を含む）
なお、上記 3 名を特定する参考情報として、住所（現住所とは限らない）を記載する。
「〇〇」「〇〇」については、「〇〇」「〇〇」については、「〇〇」である。（以下「本件請求（2）」という。）
 - （3）平成 28 年度以降、訴訟に係る和解金として大阪府から支出された金額および支出先一覧。
- 2 同月 24 日、審査請求人は、本件請求（3）を取り下げた。
- 3 同月 28 日付けで、実施機関は、条例第 13 条第 2 項の規定により、本件請求について、公開請求拒否決定（以下「本件決定」という。）を行い、次のとおり行政文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否する理由を付して、審査請求人に通知した。
（行政文書の存否を明らかにしない理由）

本件請求には、「〇〇」「〇〇」「〇〇」等の具体的な氏名等が記載されており、本件請求に係る行政文書が存在しているか否かを回答すれば、特定の個人が識別される個人のプライバシーに関する情報となる。このような情報は、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるため、条例第 9 条第 1 号に該当する。

したがって、条例第 10 条第 1 項第 2 号に掲げる情報を公開することとなるため、条例第 12 条の規定により、当該行政文書の存在を明らかにしないで本件請求を拒否する。
- 4 令和 4 年 1 月 12 日付けで、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第三 審査請求の趣旨

適切な文書を公開すること。

第四 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

1 審査請求書における主張

本件請求（１）及び（２）について、条例第 9 条第 1 号は「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）」を条件としてあげているが、本件請求はいずれにも該当しない。よって失当である。

また、「特定の個人が識別される」ことについて、支出先を特定しない限り該当文書の特定ができないので、支出先を特定しているのは当たり前のことである。したがって、文書を公開すること。

2 反論書における主張

「弁明の理由」について、「特定の個人が識別される」と主張しているが、支出先を特定しない限り該当文書の特定ができないので、支出先を特定しているのは当たり前のことである。したがって、文書を公開すること。

「大阪府が〇〇に支出した電気代」という請求において、「〇〇」を支出先として特定することが個人情報にあたらぬと同様である。なお、「大阪府教育委員会が〇〇弁護士に支出した金額」については既に公開されており、本件決定は矛盾している。

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、概ね次のとおりである。

1 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

2 弁明の理由

条例第 12 条で、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第 10 条第 1 項に掲げる情報を公開することとなるときは、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる」と規定されている。

本件請求は特定の個人名を示して行われたものであり、個人の財産、所得等に関する情報が明らかになることから、適用除外事項である特定の個人が識別され得るもののうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる情報を公開することと同じ状況になる。

第六 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第 1 条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念の下にあっても、公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害し、あるいは、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害することのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第2条第1項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

2 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

(1) 条例第12条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、第10条第1項各号又は第2項各号に掲げる情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる」と定めており、「第10条第1項各号又は第2項各号に掲げる情報を公開することとなるとき」とは、

- ・請求に係る行政文書の存否を明らかにすることにより、適用除外事項に該当する情報を公開することになり（以下「要件1」という。）、
- ・適用除外事項によって保護すべき利益が損なわれる場合（以下「要件2」という。）をいう。

本件請求(1)及び(2)は、平成28年度以降、大阪府から特定の個人に対して支出した金額がわかる文書及び金額の根拠がわかる文書の公開を求めるもので、本件請求に係る行政文書の存否を明らかにすることにより、条例第9条第1号の個人情報を公開することになり、同号によって保護すべき利益が損なわれないかを検討する。

同号の個人情報とは、

- ・個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（以下「要件ア」という。）であって、
- ・特定の個人が識別され得るもの（以下「要件イ」という。）のうち、
- ・一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるもの（以下「要件ウ」という。）をいう。

(2) 本件請求について、要件アからウの該当性を検討する。

ア 特定の個人の氏名は、要件ア及びイに該当する。また、特定の個人が委任したとする弁護士名は、特定の個人に関わることから、同様に要件ア及びイに該当する。

イ 本件請求の内容は、大阪府と特定の個人との間において解決を要する事項が存在しているという事実及び当該事実について特定の個人が特定の弁護士に委任しているという事実があることが前提とされており、当該事実は、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められ、要件ウに該当する。

(3) 本件請求について、要件1及び2の該当性を検討する。

上記(2)にある事実は、個人情報に該当するのであり、当該事実が存在したか否かを明らかにすることにより、個人情報を公開することになるため、要件1に該当する。

また、特定の個人と府との間で解決を要する事項が存在すること、これに対して特定の個人がどのように対応するかということが公開されることにより、特定の個人にとって精神的苦痛となり、名誉感情を損なうおそれがあると認められ、条例第9条第1号によって保護すべき利益が損なわれるといえるので、要件2に該当する。

以上のことから、条例第12条の要件に該当する。

3 結論

よって、「第一 審査会の結論」のとおり答申する。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

荒木 修、島尾 恵理、小谷 真理、福島 力洋